

# I 健康保険の傷病手当金の支給期間が通算化されます

治療と仕事の両立の観点から、より柔軟な所得保障ができるよう、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）」により健康保険法等が改正されました。

この改正により令和4年1月1日から、傷病手当金の支給期間が通算化されます。

## 改正のポイント

### ● 傷病手当金の支給期間が、支給開始日から「通算して1年6か月」になります。

- ・ 同一のケガや病気に関する傷病手当金の支給期間が、支給開始日から通算して1年6か月に達する日まで対象となります。
- ・ 支給期間中に途中で就労するなど、傷病手当金が支給されない期間がある場合には、支給開始日から起算して1年6か月を超えても、繰り越して支給可能になります。

### ● この改正は、令和4年1月1日から施行されます。

- ・ 令和3年12月31日時点で、支給開始日から起算して1年6か月を経過していない傷病手当金（令和2年7月2日以降に支給が開始された傷病手当金）が対象です。

## 支給期間の考え方

### 現行の傷病手当金の支給期間

療養期間		療養期間		療養期間		
出勤	欠勤	欠勤	出勤	欠勤	出勤	欠勤
	待期間	支給	不支給	支給	不支給	不支給

← 1年6か月 →

※支給開始日から起算して1年6か月経過後は不支給

### 改正後の傷病手当金の支給期間

療養期間		療養期間		療養期間		
出勤	欠勤	欠勤	出勤	欠勤	出勤	欠勤
	待期間	支給	不支給	支給	不支給	支給

通算1年6か月

※支給開始日から通算して1年6か月まで支給

## その他

傷病手当金の支給を行うにつき必要があると認めるときは、労働者災害補償保険法の規定により労災給付を受けている可能性のある被保険者について、**被保険者の同意を得ることなく、労働基準監督署に対して受給状況の確認を行うことができる**こととなりました。

## Q&A（傷病手当金）

- |   |   |
|---|---|
| <p>(1) 今回の法改正により、傷病手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関して、「その支給を始めた日から通算して1年6月間」となりますが、1年6月間とは何日間を指しますか。</p> | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 初回の申請から3日間の待期期間を経て、支給を始める4日目より、暦に従って1年6月間の計算を行い、傷病手当金の支給期間を確定します。</li><li>○ 当該支給期間は、傷病手当金の支給単位で減少し、途中で傷病手当金が支給されない期間（以下「無支給期間」という。）がある場合には、当該無支給期間の日数分について支給期間は減少しません。</li></ul>  |
| <p>(2) 労務不能のため傷病手当金の申請を行いました。報酬や障害年金等との併給調整で、傷病手当金が不支給とされた場合は、支給期間は減少しますか。</p>                            | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 報酬、障害年金又は出産手当金等との併給調整により、傷病手当金が不支給とされた期間については、傷病手当金の支給期間は減少しません。</li><li>○ 一方、報酬、障害年金又は出産手当金等の額が傷病手当金の支給額を下回るために傷病手当金の一部が支給される場合には、支給期間は減少します。</li><li>○ なお、出産手当金を支給すべき場合において傷病手当金が支払われたことにより、出産手当金の内払とみなされた場合には、支給期間は減少します。</li></ul>  |
| <p>(3) 複数の疾病等について、同じ期間に傷病手当金の支給が行われる場合、支給期間については、どのような取扱いとなりますか。</p>                                      | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 傷病手当金については、疾病等ごとに支給期間が決定し、複数の疾病について、同じ期間に傷病手当金の支給が行われる場合、各々の疾病等について、それぞれ傷病手当金が支給されると解されています。</li><li>○ このため、傷病手当金が支給された日数分だけ、各々の疾病等に係る支給期間は減少することとなります。</li></ul>   |
| <p>(4) 改正法の施行日前に支給を開始した傷病手当金について、改正前の規定による支給満了日が施行日後に到来する場合の取扱いはどうなりますか。</p>                              | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 改正後の規定は、施行日の前日において支給を始めた日から起算して1年6月を経過していない傷病手当金について適用し、施行日前に改正前の規定による支給期間が満了した傷病手当金については、従前の取扱いとされます。</li><li>○ したがって、令和2年7月2日以後に支給を始めた傷病手当金については、施行日の前日（令和3年12月31日）において支給を始めた日から起算して1年6月を経過していないため、改正後の規定が適用され、支給期間が通算されます。</li></ul> |
| <p>(5) 資格喪失後の継続給付の取扱いはどうなりますか。</p>  | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 資格喪失後の傷病手当金の継続給付については、「継続して」受けるものとされているため、従来どおり、被保険者として受けることができるはずであった期間においては、継続して同一の保険者から給付を受けることができます。</li><li>○ ただし、一時的に労務可能となった場合には、治療しているか否かを問わず、同一の疾病等により再び労務不能となっても傷病手当金の支給は行われません。</li></ul>                                    |
| <p>(6) 傷病手当金支給申請書について、改正法の施行に伴い変更する予定はありますか。</p>  | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 労災給付との関連で変更を予定しております。申請書書式の変更準備が整い次第、改めてお知らせいたします。</li></ul>  |

## II 任意継続被保険者資格の喪失要件が追加されます

任意継続の資格を失うとき（健康保険法第38条）

従来、任意継続被保険者は右の①～⑤に該当する以外自由に資格喪失することはできませんでした。



右の⑥が、今回改正で追加された資格喪失事由となります。



喪失事由	資格を喪失する日
① 任意継続被保険者となった日から起算して2年を経過したとき	被保険者証に表示されている予定年月日
② 死亡したとき	死亡した日の翌日
③ 保険料（初めて納付すべき保険料を除く。）を納付期日までに納付しなかったとき。（納付の遅延について正当な理由があると保険者が認めたとときを除く。）	納付期日の翌日
④ 就職して、健康保険、船員保険、共済組合などの被保険者資格を取得したとき	被保険者資格を取得した日
⑤ 後期高齢者医療の被保険者等となったとき	被保険者資格を取得した日
⑥ 任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を保険者に申し出たとき	申出が受理された日の属する月の翌月1日

### Q&A（任意継続）

- |  |  |
|--|--|
| (1) 任意の喪失をするためには、どのような手続きをすればいいですか。    | JADECOMけんぽに申出書を提出することが必要です。<br><b>申出書がJADECOMけんぽに届いた日の属する月の翌月1日</b> に資格を喪失することができます。 |
|  | ☞申出書を希望される方は、JADECOMけんぽへお問合せください。  |
| (2) いつから手続きをすることができますか。                | 令和4年1月1日より申出をすることができます。  |
|  | ☞最短で、令和4年1月末日までに申出をすることにより、令和4年2月1日に資格を喪失することができます。                                  |
| (3) 健康保険証はどうすればいいですか。                  | 健康保険証は資格喪失日の前日まで使うことができます。資格喪失日を過ぎたら、必ずJADECOMけんぽへ返却してください。                          |
| (4) 申出をしたあとに事情が変わった場合は、取消することはできますか。   | 原則として、申出後に取り消しはできません。  |
| (5) すでに保険料を数か月分納めている場合でも任意の資格喪失はできますか。 | 保険料の前納をしている場合でも、任意の資格喪失は可能です。  |

<問い合わせ先>

**地域医療振興協会健康保険組合**

JADECOM Health Insurance Organization

住所：〒162-0843

東京都新宿区市谷田町一丁目10番地保健会館新館7階 TEL：03-5579-8604

（平日9:00～17:30）

